

秋選管告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成25年9月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	88,831
能代市山本郡	25,442
横手市	27,541
大館市	21,861
男鹿市	9,158
湯沢市雄勝郡	19,732
鹿角市鹿角郡	11,256
由利本荘市	23,418
潟上市	9,521
大仙市仙北郡	30,925
北秋田市北秋田郡	11,053
にかほ市	7,472
仙北市	8,285
南秋田郡	7,290